

令和6年度

第1回第20教科用図書採択地区  
教育委員会協議会会議録

令和6年度（2024年度）第1回第20教科用図書採択地区教育委員会協議会

○ 日 時 令和6年（2024年）6月20日（木） 13:00から13:20まで

○ 会 場 釧路市教育委員会 教育長室

○ 出席者 委員 釧路市教育委員会 岡部教育長  
釧路町教育委員会 辻川教育長

事務局 釧路市教育委員会  
釧路町教育委員会

令和6年度(2024年度)第1回第20教科用図書採択地区教育委員会協議会会議録

事務局(司会) 只今より2024年度(令和6年度)第1回第20教科用図書採択地区教育委員会協議会を開会いたします。本日の議事進行につきましては、私、釧路市教育委員会 学校教育部次長の森が務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。最初に、釧路市、釧路町それぞれの本日の出席者について紹介をお願いしたいと思います。初めに、私から釧路市の出席者についてご紹介申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、釧路町の出席者のご紹介をお願いいたします。

釧路町 釧路町教育委員会の出席者について、ご紹介いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局(司会) ありがとうございます。この協議会における委員は釧路市の岡部教育長並びに釧路町の辻川教育長のお二人となりますが、市、町、両教育委員会の事務局職員も同席させていただいておりますのでご了解願います。それでは、本日は、第1回目の協議会となりますので、内容の協議に先立ちまして最初に会長以下役員の確認をさせていただきたいと思っております。

本協議会役員の選出につきましては、協議会規約第3条第1項及び第2項の規定に基づき、昨年6月に選出されておりますことから、会長を岡部教育長、副会長は辻川教育長ということで、よろしくお願いいたします。

釧路市教育長 (了承)  
釧路町教育長 (了承)

事務局(司会) それでは、岡部教育長、協議会会長として一言ご挨拶をお願いいたします。

釧路市教育長 令和6年度第1回の第20教科用図書採択地区教育委員会協議会の開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本年度は、令和7年度から4年間、中学校で使用する教科書の採択年となります。

今回は検定教科書のうち、見本本の送付のあった20者68種の科書見本から、全教科16種目の教科書を一種採択することとなります。

また、このあとの教科書の調査・研究にあたりましては、例年と異なりまして、釧路管内の13地区から合同での実施について要請がありまして、後ほど事務局からお諮りすることになります。

このほかは、昨年の小学校の採択と同様に8月下旬までの約3か月間で採択事務を完了することになります。

釧路市及び釧路町の教育推進の方針に合致した、また、何より児童生徒により相応しい教科書が採択されるよう、採択事務を適切かつ公正に行ってまいりたいと考えております。

両教育委員会で協力し、滞りなく採択ができますようお願い申し上げ、協議会開催にあたっての挨拶とさせていただきます。

事務局（司会）

ありがとうございました。次に、事務局につきましても、規約第3条第4項及び第5項により釧路市教育委員会に置き、事務局長及び事務局員は会長が指名することとなっておりますので、釧路市の私が事務局長を、以下釧路市の教育支援課職員により事務局を務めさせていただきます。

それでは、早速ですが、協議事項の（1）第13教科用図書採択地区との合同調査について説明いたします。

事務局からの提案説明にあたりましては、資料1の「協議事項提案説明」に概略記載してありますので、そちらの方も参考にしていただいて、お聞きいただきたいと思います。それでは、協議事項の（1）について、説明させていただきます。

第13地区より、教科用図書調査委員会を第20地区との合同での設置を希望する旨の打診がございました。13地区においては、教員数が少ないことから、調査委員として地区内の中学校及び義務教育学校の教諭を充てることが叶わない教科が生じてしまうため、20地区との合同での調査を希望するということとございました。

合同調査を実施することについて、ご意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。

釧路市教育長

（了承）

釧路町教育長

（了承）

事務局（司会）

それでは、令和6年度の教科用図書調査委員会については、第13及び第20採択地区教科用図書合同調査委員会を設置し、令和7年度から使用する中学校用教科図書の調査・研究を行うことといたします。

それでは、協議事項の（２）規約・規則について、説明いたします。  
それでは、協議事項の（２）について、まず、協議会規約の改正について、説明させていただきます。  
資料２の１ページをご覧ください。今回、１３地区と２０地区の合同での調査となることから規約の一部、第６条調査委員会の設置及び関連する第８条を一部変更するものです。  
３ページの新旧対照表もご参照いただければと思います。

続きまして、調査委員会規則の改正について、説明させていただきます。  
資料２の４ページをご覧ください。  
現行の当採択地区調査委員会の規則でありまして、これについては特に改正の必要がないものと考えており、これまでは本規則により進めてまいりましたが、令和７年度については１３地区との合同調査となることから、この規則とは別に新たに規則を作る必要があるものと考えております。

ここで、資料２の７ページをご覧ください。  
これが、新たな規則の制定案でありまして、基本は当採択地区の規則をベースとしながら、主な点といたしましては、第５条の「役員」について、第２項に記載しておりますが委員長を第２０採択地区より選出、副委員長を第１３採択地区より選出するとしたところであります。  
また、８ページ別表１になりますが、中学校用教科用図書の調査委員数のうち、２０地区、１３地区それぞれの人数を割り振っております。これにより、調査委員数合計は、２０地区  
５６名、１３地区２２名の計７８名としたいと考えております。

なお、２０地区５６名の釧路市と釧路町の内訳につきましては、次回採択での調整のこともありまして、本規則別表には定めておりませんので、後ほどご説明いたします、調査委員候補者一覧の内訳のとおりとさせていただきたいと考えております。

このほか、今年度、道教委から示された採択基準においては、規約・規則に定めるべき新しいものとして新たに示された規定はございませんでしたので、その他の規約・規則の改正の必要はないものと考えております。

これについてご意見はございませんか。

(特になし)

特にないようですので、協議会規約および調査委員会規則について、提示いたしました案のとおりとすることによろしいでしょうか。

釧路市教育長 (了承)

釧路町教育長 (了承)

事務局(司会) それでは、そのように決定させていただきます。

次に協議事項(3) 調査研究要項について説明いたします。

資料2の13ページをご覧くださいと思います。

調査研究要項につきましては、調査委員の方々に提示することで調査研究における指針としており、今回の採択においても別紙(案)のとおり規定し調査委員へ定時することを提案させていただきます。

なお、ページが戻りますが、資料2の11ページのとおり、22者71種の教科書が発行されておりますが、網掛けの「227 育鵬社」「229 学び舎」からは見本本の送付がありませんでしたので、資料3の3ページ、採択基準の1(5)オのとおり、調査研究から除外し、調査研究対象は実質20者68種となります。

これについて、あるいはその他、要項の内容についてご意見はございませんでしょうか。

(特になし)

それでは、説明のあった別紙の内容で要項を定め、調査委員に提示することにいたします。

次に、協議事項の(4) 調査委員会委員の推薦について事務局より説明いたします。

調査委員の委嘱に関しましては、協議会規約第6条第3項の規定により「協議会の推薦した者をその者の属する教育委員会が委嘱する」となっておりまして、資料2の14ページのとおり候補者の名簿案を提示いた

しますので推薦についてよろしく願いいたします。

なお、調査委員の内訳につきましては、同ページにあるとおり、釧路市からの調査委員は、教職員が23名、保護者として釧路市PTA連合会から5名、学識経験者として地域大学及び文化団体から各2名、連合町内会、経済団体、ボランティア団体、教職員組合から各1名、学校運営協議会から3名の合計39名を候補として上げ、釧路町からの委員は、教職員が14名、保護者として釧路町PTA連合会から1名、学識経験者として家庭教育関係者、地域学校協働活動推進委員から各1名の、合計17名となっております。

調査委員については、このとおり協議会が推薦するというのでよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、この名簿案のとおり協議会の推薦といたしますので、協議会規約に基づき、それぞれの教育委員会で委嘱をお願いいたします。

協議事項の(5)について、ご説明いたします。

お手元の資料2の15ページ 日程案を参照いただきたいと思います  
が、中ほどに記載の第1回目の調査委員会の開催日時及び会場につきまして、6月27日木曜日の午後3時30分からコーチャンフォー釧路文化ホールで行うよう招集したいと思います。

内容といたしましては、釧路市、釧路町、13地区それぞれが事前もしくは机上配布にて委嘱状の交付を実施済とした上で、合同での調査研究の諮問と調査研究の方法の説明を行いたいと思います。

調査研究報告の答申を受ける第2回目の調査委員会は、約1カ月の調査研究期間を設け、8月2日金曜日に書面にて行う予定として設定いたします。

調査委員会からの答申後の教科用図書を1種に決定する第2回目の協議会につきましては、今のところ、8月8日(木)13:30より、MOO2階にあります釧路市教育委員会室にて実施してまいりたいと考えております。協議会の前段で、調査研究結果説明会をZOOMにて実施し、調査結果に対して質疑を行っていただきたいと思いますと考えております。その説明会には、13地区協議会の構成町村にもZOOMにて参加していただくことを予定しております。

なお、協議会開催の必要性が生じた場合はその都度会長が招集いたしました

いと思います。

その他の日程に関しては、日程案で主な予定を記載しておりますが、あくまでも予定であり、開催日時及び開催内容につきましては釧路市と釧路町の事務局間で調整しながら会長、副会長の決裁を得て進めてまいりたいと考えております。

日程の件について、何かございますか。

(特になし)

なければ、以上で終わりにしたいと思います。日程も詰まっております。市と町お互いの協力体制が必要となりますのでよろしくお願いたします。

それでは、以上をもちまして、第1回第20教科用図書採択地区教育委員会協議会を終了いたします。